

ビザ

観光ビザ



日本国籍で6ヶ月以内の就学を希望される場合、就学許可証の取得は不要です。
カナダ入国に際しビザが必要な国のリストは、以下をご参照ください。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/visas.asp>

就学許可証

6ヶ月を超えての就学には、就学許可証の取得が必要です。ブルーオーシャン留学情報センターでは、ビザ取得手続きの代行も致しておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

申込み手続き：

1. 希望のプログラム/専攻を選択。
2. 弊社へご連絡頂き、申込みプランを決定。
3. 申込み、授業料のお支払い。
4. 学校より入学許可を取得。
5. ビザに必要な書類の準備。
6. 渡航前の情報収集。
7. フライト予約、渡航。

CO-OP ビザ及びインターンシッププログラムについて

学校の授業課程にインターンシップが含まれている場合、就学許可証とは別に就労許可証が必要になってきます。CO-OP ビザをお申し込みになれば、就学許可証と就労許可証を同時に取得することができます。CO-OP プログラムでは、全プログラム期間の50%を超えての実習はできません。つまり、学校で授業を受けた期間と同じ期間だけ、就労する事ができる仕組みです。その他にも何点が規制がありますので、詳しくは以下のリンクをご参照ください。

◀継続▶

ワーキングホリデービザ

ワーキングホリデーの為の就労許可証は、東京のカナダ大使館より発行されます。

申請条件

- ・ 日本国籍を有する人。
- ・ 一定期間（最長1年）カナダで休暇を過ごすことを本来の目的とする人。
- ・ 以前にこのプログラムに参加していない人。
- ・ 申請書受理時点で18才以上30才以下の人
- ・ 有効なパスポートを持ち、かつ往復切符を所持、または購入できる資金を有する人
- ・ 滞在を希望する期間、医療費を含めて生活に必要な資金を有する人。
- ・ 150カナダドル相当のプログラム参加費を払う人。
- ・ 常識があり、健康で性格善良な人。
- ・ カナダで仕事が内定していない人

尚、当該年度の許可証発給の通知書発行数の定員の枠を満たした時点で締め切りとなります。

詳しくはカナダ移民局のウェブサイトをご参照下さい。<http://www.cic.gc.ca>

